



板橋区基本構想の議決に関する条例を公布する。

平成27年3月13日

東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区条例第1号

板橋区基本構想の議決に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、
板橋区における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の
策定、変更又は廃止を議会の議決すべき事件として定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。